

〔「大阪仕業検査車両所における「パンタグラフ舟体誤取付け」に関する緊急申し入れ〕について 業務委員会を開催

8月22日、「申」第52号〔「大阪仕業検査車両所における「パンタグラフ舟体誤取付け」に関する緊急申し入れ〕（2014年5月28日申し入れ）について10：00から約2時間の業務委員会を開催しました。

《会社回答》

1. Z33編成におけるパンタグラフ交換に関わる詳細な検修履歴等を明らかにすること。

【回答】平成26年5月5日、Z33編成の仕業検査時に12号車パンタグラフ舟体側面に傷を認めたために、申告班が舟体を取り替えたところ、山側・海側を逆向きに取り付ける事象を発生した。同月16日、同編成（のぞみ111A）が新横浜駅を発車する際、駅係員が同パンタグラフ上方の架線の揺れが大きい旨を指令に報告したことから名古屋駅での駅係員での状態確認、及び同編成が待泊するJR西日本広島支所で点検を指示したが、特段の異常が認められず、列車走行に支障がないとの判断であった。

同17日、当該編成は当社所属の車両であったことから念のため東京修繕車両所にて詳細な点検を実施したところ、上記の取り付け誤りが発覚した。

2. 最初のパンタグラフ異常発見時の状況を明らかにすること。

【回答】平成26年5月5日、Z33編成の仕業検査時において、12号車パンタグラフの舟体側面に傷を認めたものである。

3. 最初のパンタグラフ異常の報告を受けどのように対処したのか明らかにすること。

【回答】作業分担の決定や作業者及び確認者を指定し、重要作業ポイント集の読み合わせ等、作業前打合せなどを行った上で取り替え作業を実施した。

4. 異常報告を受け、その場でパンタグラフの機能確認や取付状態の確認等を行わなかった理由を明らかにすること。

【回答】取り替え作業実施後、舟体の持ち上げ確認や、目視による状態確認実施したものの、当該取り付け誤りの発見には至らなかった。

5. 最初の以上報告を受けた後に運行を打ち切り、車両所等で詳細な点検を行わなかったのか明らかにすること。

【回答】1で述べた通り、大阪仕業検査車両所で舟体の取り替えを行った。

6. JR西日本の広島の車両所で調査したと聞くが、当社からどのような指示を出し、JR

西日本会社からどのように報告があったか明らかにすること。

【回答】 12号車のパンタグラフの取り付け状態について、点検指示を行ったところ、広島支所より、特段異常はなく、列車走行上に支障がない旨の報告があった。

7. JR西日本における調査後、再び東京の車両所に再度調査を指示したのか理由を明らかにすること。

【回答】 当該編成は当社の車両の所属であったため、念のために東京修繕車両所にて詳細の点検の実施をしたものである。

8. 東京の車両所における調査時にパンタグラフ舟体がどのように取付けられていたのか、通常と異なっていた点を全て明らかにすること。

【回答】 東京修繕車両所における詳細点検の結果、当該舟体が、山側・海側を逆向きにて取り付けられていることが判明した。

9. パンタグラフ舟体には誤取付け防止のため「切り欠き」が設けられてあるのに、山・海反対でも取付けることが出来た理由を明らかにすること。

【回答】 切り欠きの干渉により適正な取り付け状態ではなかったものの、ボルトによる締め付けにより、固定されていたものである。

10. 社員に配布している『重要作業ポイント集』には「切り欠きが合っていないと舟体が傾いて取り付け、架線設備と干渉する可能性がある」と記されてあるが、今回「架線設備と干渉」等していたのか明らかにすること。

【回答】 本件では架線に対して、問題となるような干渉等は生じていない。

11. 今回、取替作業を担当した作業者は「舟体を舟支えに乗せた時、天井管取り付けボルトの穴の位置、舟体の傾きにも異常なく、適正なトルク値で締められた」と話している。山・海反対でも「舟体を舟支えに乗せた時、天井管取り付けボルトの穴の位置、舟体の傾きにも異常なく、適正なトルク値で締められ」るのか明らかにすること。

【回答】 切り欠きの干渉により、舟体を舟支えに乗せると傾く。尚、適正な取り付け状態ではなかったものの、ボルトによる締め付けにより固定されていたものである。

12. パンタグラフ舟体の取り換えは重要作業のため、管理者が2人も立ち会っていた。この時、管理者は作業者に何か注意・指導等を行ったか明らかにすること。

【回答】 当該取り替え作業には、管理者1名が立ち会っていたものであるが、作業にあたり重要作業ポイント集に従い、確実な取り付けを行うよう指示している。

13. 作業者はこの時「パンタグラフの動作に不安がある」旨を立ち会っていた管理者に伝えたと聞くがこの時、管理者はどのように対処したのか明らかにすること。

【回答】 上記1と同様である。

14. パンタグラフ舟体の交換作業は重要作業のためと思われるが、今回の作業時に管理者がカメラ撮影等を行っていた。今回の作業に関して、立ち会いを行った管理者がどのような報告を行ったのか明らかにすること。

【回答】舟体の取り替え作業について、作業進捗や状況など、必要な報告を行ったものである。

15. 今回の作業を行った社員が誤取付けされた舟体本体、または写真等を見たいと会社に告げているが未だに見せていない。なぜ見せないのか理由を明らかにすること。

【回答】鳥飼スキルアップ訓練等での、パンタグラフ構造教育にて、舟体逆取り付け状態についてはモックアップを用いて周知、教育している。

《やり取り》

本人「決められたとおりに作業をした」

組合：今回の事象を担当した社員は、作業を行った際に、パンタグラフが傾いて取り付けていないし、決められた14.7ニュートンメートル(N・m)でボルトを締めたと書いているが、会社は時系列等報告書等で確認していないのか。

会社：(本人の)報告書ではトルク管理はしたと書いている。

組合：本人は重要作業ポイントどおりに作業を行った。

会社：本人の思いの問題ではないか。

会社：作業にあたって、B担務とC担務とで読み合わせをしている。

組合：そこに班長、管理者は立ち会わないのか。

会社：「舟体と舟支えの全周に隙間があるのを確認すること」と書かれてある。これを確認して作業にかかっておられる。

組合：全周に隙間があることのチェックシートの項目で作業者と確認者のチェック項目には確認したチェックがある。

会社：本人の報告の中では確認していないということであった。

組合：C担務(作業者)とB担務(確認者)両方が確認してチェックしている。

会社：確認の不十分なところがあつたということ。

組合：チェックシートにチェックして記入しているということは、しっかりと(舟体が)取り付けてあつたということである。

証拠写真を見せない事情聴取は何かおかしいぞ！

組合：作業者に対する事情聴取の時に、作業した人は写真を見せてくれと言ったが(管理者は)見せてくれなかった。そういう事象があつた場合は、写真を撮ってるはず。証拠を見せて話しを聞くべき。見せないということはそういう事実がなかつたということか。

会社：そういうことはありません。

組合：見せないのは何故か。

会社：見せなくても、複数の確認者が東修両(東京修繕車両所)において作業者にあたる方が複数で現物を見て写真を撮って報告をしてチェックしている。

組合：広島支所での確認は何人で行なつたのか。

会社：手元に資料はなく、何人で行なつたのか分からない。支所が点検された結果、異常がないという報告を頂いた。結果的にそういうところを見落とされていたということ。

組合：そういうことがあったなら、しっかり点検するべきとの指導をするべき。
会社：結果的に見落としがあったということです。
組合：広島支所にはどのような検査依頼をしたのか。
会社：架線の揺れがあったということで、パンタグラフに異常がないか確認して下さいと（広島支所に）指示をただけ。
組合：その点検は目視か。
会社：触ってはいない。
組合：不十分だったということだ。
会社：結果的に見つけることが出来なかったということ。
組合：4本の取り付けボルトを決められたトルクで締めたということを確認してるはず。そうすれば舟体は斜めにはなっていないということだ。
組合：作業したC担務の方は急に呼ばれて「舟体が逆に付いていた」事について話しを聞かせてくれと言われた。本人はどんな状況かと尋ねたがそれ以上のことは言ってもらえなかった。現場の管理者はしっかり説明するべき。それが今日に至ってもないということは不審に思う。
会社：不審とはどういうことか。
組合：はめられているということだ。
会社：そういう事実はありません。
組合：そういうことなら、ヒューマンエラーをした人に対してはこういう事実ですよというものを提示して指導することが当たり前な姿。それが無い上で、「反対に付いていた」だけで書きなさいとか言われたら本人も動揺する。
会社：必要な教育はC担務の方もB担務の方にも行なっている。
組合：何故教育を受けないといけないのかという質問は社員からなかったのか。
会社：しかるべき教育をやってる。
組合：何があったのかの事実を示していない。
会社：その後の訓練では資料として示している。
組合：本人にその場で証拠を説明するべき。
組合：作業は5月5日。異常が分かったのは5月17日。時系列を提出したのは5月18日。作業してから12日も経ってる。毎日作業している中で思い出すことは難しい。
会社：本人は初めての作業だったので明確に記憶があったようだ。
組合：ということは本人は作業をしっかりやった（記憶）ということだ。
会社：実際の発見された状況を見ると、しっかりはまっていない状態でボルトだけがトルクで締められている状態であった。
組合：反対に付けた状態では取り付けられるのか。付かないのか。
会社：若干、傾く。
組合：立ち会っていた管理者はなぜ、見つけられなかったのか。
会社：すぐそばにいたわけではない。
組合：社員が空チェックしたということならその原因はなにか。
会社：切り欠きの確認がもれたこと。
組合：チェックシート通りにやれば今回の事象は起きなかった。何故起きたのか。
会社：ちゃんとやってらっしゃらなかったから。
組合：それは何故か。
会社：本人が切り欠きを確認してなかったから。
組合：その作業は夜中の2時。しかも5月5日はゴールデンウィークの工作的には忙しい

中であった。時間的プレッシャーの中で作業している。極めて労働条件の問題。

会社：検修のプロですから。見ていない、決められたことを守っていない。結果、適正を欠いたために起きた。

組合：その改善のためにはどうするのか。

会社：決められたことを守ってもらえるように教育をしている。

組合：どんなベテランでもミスをする。人間はミスをするもの。それを防ぐためのものがある。チェックシートどうりにやっても抜ける。何故かを考えるべき。

組合：その後、会社はチェックシートや作業方法とかの見直しはしないのか。

会社：決められたことをやらなくて発生したこと。

組合：大阪修繕車両所では管理者、班長とB担務、C担務が立ち会って作業の打合せをやっている。仕業はB担務とC担務としかやってない。これは改善するべき。

組合：当日立ち会った管理者の報告内容はどのような内容か。

会社：ちゃんと確認して立ち会ったという内容。

組合：管理者は何をしていたのか。

会社：チェックシートとか決められた作業が守られて作業しているのかを確認をしている。

組合：作業者の（細かい）作業を見ないといけない。全て見た上で異常なしという報告ということなら異常なしだったはず。

会社：ちゃんとした作業をしたという報告は受けてます。

組合：受けてます。では異常はなかったということだ。

会社：全ての作業の進捗を見た上で。

組合：「全て」の中身の認識を議論しよう。

会社：管理者が立ち会った場面での全ての作業です。

組合：ではより具体的に管理者が確認したということがはっきりした。

組合：その時の写真は撮ってないのか。

会社：撮影している。

組合：その写真も含めて本人に見せてないのか。

会社：一部を撮ってない。作業状況の写真を撮ったと聞いている。

組合：組合は構造的改善を求める。

会社：教育も含めて会社はハード的な対策はやってるという認識。

申告後の会社の対応にも疑問点が明らかに！

組合：当該ののぞみ111Aの乗務員への報告はあったのか。

会社：それが何か問題が。申し入れ事項に書いて頂ければお知らせする。

会社：駅の係員によって必要な確認が出来ると判断して行なった。

組合：名古屋駅での確認は誰に確認させたのか。

会社：駅係員。

組合：何故ホーム検査ではなかったのか。

会社：駅係員で十分だと判断した。

組合：何故、新横浜の駅員が発見して品川駅、東京駅の駅員が発見できなかったのか。

会社：けして軽んじているわけではない。

組合：新横浜の駅員が、大したことないのに報告してきたと（軽々しく）受け止めた結果である。会社の危機意識の表れである。だから名古屋駅でも駅員にだけ確認させた。何故、京都や新大阪でも確認しなかったのか。

会社：名古屋駅で確認してるから。次は広島でしょうかと。

組合：何故広島にとぶのか。

会社：別にかまわないでしょ。広島で詳しく調べようかと。

組合：結果、広島でも見つけられなかった。おかしいことだらけである。

組合：過去平成22年の事象が発生するところだった。高速走行で舟体上昇させようとする揚力が働くということは分かってるはず。揚力が働くとボルトが緩んで舟体が脱落する。反対に付けたということはそういう大事故に繋がることである。

組合：5月5日から5月17日までに仕業検査を行っているが、その履歴を明らかにされたい。

会社：決められた検査は行われているがどういう主旨か。

組合：間違っ取り付けられていたのに発見されずにいってる検査態勢にも問題がある。

会社：見つけるべき時は取り付けたとき。

12日間、誰も発見できない検査態勢にも課題が！

組合：12日間走ってる。失礼な言い方だが新横浜の駅員の方の素人が見つけた。専門の方が見たけど直ぐに見つけられなかった。この今回の事象はどういうことか。

組合：検査した社員の問題といわれているが、新横浜の駅員が申告した後の会社の対応の問題も出てきた。社員の事ばかりいわず、お互い悪いところは認めてお互い直していかないといけませんねというところに立たないといけない。

組合：一旦間違っ取り付けた後、仕業検査で揺らして検査するときにも発見できなかったのか。一旦付けてしまえば揺らしても分からないことがはっきりした。

会社：今回はソフト面が欠けていましたねということで教育をさせて頂いた。決められたとおりにやって頂ければチェックシートどうりにやって頂ければいい。

組合：ハード面が十分ではなかったということ。

組合：「切り欠き」は何のためにあるのか。

会社：正しく取り付けられるように切り欠きを付けています。反対向きに結果的に無理矢理取り付けるとは可能かも知れませんが、それは正しく取り付けたことにはなりません。

組合：本人は無理矢理付けたと思っていない。

組合：正しく付く。正しく付かないという事実がある。そこが改善する点。

組合：再発防止のためにや事実がどうだったのかを明らかにすような状況ではなかったということ。そういう対応ではなかったと本人は認識してる。

以上